

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日(当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇告 示 管理美容師資格認定講習会の指定(県民生活課)
- 管理美容師資格認定講習会の指定(〃)
- 松くい虫の駆除命令(二件)(森林保全課)
- 松くい虫の特別伐倒駆除の命令(〃)
- 保安林の指定の解除予定(四件)(〃)
- 県道の区域の変更(道路課)
- 県道の供用の開始(〃)
- ◇公 告 相互救済事業に係る平成九年度の経営状況(管財課)
- クリーニング師試験の実施(県民生活課)

## 告 示

### 鳥取県告示第五百四十七号

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一条の四第二項の規定に基づき管理美容師資格認定講習会を指定したので、次のとおり告示する。

平成十年八月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 一 講習会を行う者の名称及び住所

財団法人理容師美容師試験研修センター

東京都港区赤坂二丁目一九一八

### 二 講習期間

平成十年九月十四日から同年十一月三十日まで

### 三 講習日程及び講習場所

講習日程	講習場所
第一日 平成十年九月十四日	倉吉市上井町二丁目一五六 株式会社新日本海新聞社中部本社
第二日 平成十年九月二十一日	倉吉市山根五二九一二
第四日 平成十年十月十九日	鳥取県立倉吉体育文化会館
第五日 平成十年十一月二日	
第六日 平成十年十一月九日	
第三日 平成十年十月五日	東伯郡東郷町大字旭一三三一
第七日 平成十年十一月十六日	
第八日 平成十年十一月三十日	国民宿舍水明荘

### 四 受講資格

平成十年九月十三日までに理容師としての業務経験が三年以上ある者であること。

### 五 受講手続

#### (1) 提出書類

ア 管理美容師資格認定講習会申込書

イ 理容師免許証の写し

ウ 写真(無背景及び無帽で正面から上半身を撮影した、縦四・〇センチメートル、

横四・〇センチメートルのもので、その裏面に氏名を記入したもの）二枚  
 オ 戸籍抄本（結婚等により改姓した者で、理容師免許証の氏名変更手続をしていない者に限る。）

カ 八十円切手

(2) 提出先

〒六八〇一〇八六四

鳥取市吉成六三三

鳥取県理容業環境衛生同業組合

(3) 受付期間

平成十年九月七日(月)まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(4) 受講手数料及び納付方法

一七、〇〇〇を所定の方法により納付すること。

六 問合せ先

鳥取県理容業環境衛生同業組合

(電話) 〇八五七―二七―七二〇四

**鳥取県告示第五百四十八号**

美容師法（昭和三十二年法律第二百六十三号）第十二条の三第二項の規定に基づき管理美容師資格認定講習会を指定したので、次のとおり告示する。

平成十年八月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 講習会を行う者の名称及び住所

財団法人理容師美容師試験研修センター

東京都港区赤坂二丁目一九一八

二 講習期間

平成十年九月十四日から同年十一月三十日まで  
 三 講習日程及び講習場所

講習日程	講習場所
第一日 平成十年九月十四日	倉吉市上井町一丁目一五六 株式会社新日本海新聞社中部本社
第二日 平成十年九月二十一日	倉吉市山根五二九一二
第四日 平成十年十月十九日	鳥取県立倉吉体育文化会館
第五日 平成十年十一月二日	
第六日 平成十年十一月九日	
第三日 平成十年十月五日	東伯郡東郷町大字旭一三三一
第七日 平成十年十一月十六日	国民宿舍水明荘
第八日 平成十年十一月三十日	

四 受講資格

平成十年九月十三日までに美容師としての業務経験が三年以上ある者であること。

五 受講手続

(1) 提出書類

ア 管理美容師資格認定講習会申込書

イ 美容師免許証の写し

ウ 写真（無背景及び無帽で正面から上半身を撮影した、縦四・〇センチメートル、横四・〇センチメートルのもので、その裏面に氏名を記入したもの）二枚

オ 戸籍抄本（結婚等により改姓した者で、美容師免許証の氏名変更手続をしていない者に限る。）

カ 八十円切手

(2) 提出先

〒六八〇一〇八四三

鳥取市南吉方一丁目六二

鳥取県美容業環境衛生同業組合

(3) 受付期間

平成十年九月七日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)

(4) 受講手数料及び納付方法

一七、〇〇〇を所定の方法により納付すること。

六 問合せ先

鳥取県美容環境衛生同業組合

(電話) 〇八五七―二二―四二三四

鳥取県告示第五百四十九号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定に基づき、

同法第三条第一項第一号に掲げる命令をするので、同法第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年八月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

県下全域

2 期間

平成十年九月十五日から平成十一年二月二十八日まで

二 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第二条第一項第一号に規定する松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤の散布若しくは薬剤によるくん蒸を行い、又は当該樹木を伐倒してはく皮するとともに、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 命令をしようとする理由

一の1の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、三の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、一の1の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

1 三の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局長に速やかに提出すること。

鳥取県告示第五百五十号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定に基づき、

同法第三条第一項第四号に掲げる命令をするので、同法第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年八月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

県下全域

2 期間

平成十年九月十五日から同年十月三十一日まで

二 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第二条第一項第一号に規定する松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、航

空機を利用して薬剤の散布を行うこと。

四 命令をしようとする理由

一の1の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、三の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、一の1の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

1 三の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に速やかに提出すること。

鳥取県告示第五百五十一号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第二項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年八月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

県下全域

2 期間

平成十年九月十五日から平成十一年二月二十八日まで

二 森林病害虫等の種類

森林病害虫等防除法第二条第一項第一号に規定する松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破砕又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。

四 命令をしようとする理由

一の1の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、三の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、一の1の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

1 三の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三の措置として破砕を行う場合は、次によること。

(一) 枝条は、焼却すること。

(二) 破砕後の木片の厚さを六ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあつては、十五ミリメートル）以下とすること。

3 三の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に速やかに提出すること。

鳥取県告示第五百五十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十年八月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡郡家町大字姫路字下河原ノ一 七〇七の二三（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

二 1 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡郡家町大字姫路字下河原ノ一七〇七の二三(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

河川管理施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百五十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十年八月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字諸鹿字カ子ヶ森九〇四・九〇七の一(以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百五十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十年八月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 1 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字倉坂字奥山ノ内西秋葉一一四七の八・一一四七の一四(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、一一四七の七、字奥山ノ内中谷一一四七の四八、字中谷平一一五二から一一五四まで、字南畑一一五六から一一五九まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

ダム事業用地とするため

二 1 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字倉坂字南畑一一五五

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

ダム事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百五十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十年八月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字倉坂字奥山ノ内湯頭一四九の二・一四九の五・一四九の五九・字奥山内湯頭一四九の三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

ダム事業用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第五百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成十年八月十八日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成十年八月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
-----	-----	------------	-----------------	-----------------

岸本江府線	日野郡江府町大字吉原字袋原一八五四―三地先から同字一七六一―二地先まで	変更前	六・六一 一三・〇	五四二・五
		変更後	六・六一 二五・〇	六〇〇・〇

仙隠岡田線	変更後	倉吉市西倉吉町字空田一六四―二地先から同市西倉吉町字屋敷一八六一―五地先まで	四・五 一〇・五	二二八・〇
		倉吉市西倉吉町字西倉吉一八一―六地先から同字一八一―一地先まで	一〇・五 四〇・五	一一五・〇
	変更前	倉吉市西倉吉町字空田一六四―二地先から同市西倉吉町字西倉吉一八一―二地先まで	一〇・五 四〇・五	二六二・〇
		倉吉市西倉吉町字屋敷二三三―一地先から同字二八六一―五地先まで	四・八一 一三・〇	一一九・〇

鳥取県告示第五百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成十年八月十八日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成十年八月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
岸本江府線	日野郡江府町大字吉原字袋原一八五四―三地先から同字一七六一―二地先まで	平成十年八月二十日
仙隠岡田線	倉吉市西倉吉町字空田一六四―二地先から同市西倉吉町字西倉吉一八一―六地先まで	平成十年八月十八日

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第2項の規定に基づき、財団法人都道府県会館から平成9年度の火災・自動車損害共済事業及び水力発電用機械損害共済事業に係る経営状況の通知があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成10年 8月18日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成9年度財団法人都道府県会館災害共済事業経営状況

- 1 火災・自動車損害共済事業
- (1) 共済基金分担金その他の収入 4,019,586,405円
  - (2) 災害共済金その他の支出 1,668,744,041円
  - (3) 次期繰越収支差額 2,350,842,364円
  - (4) 期末正味財産 16,694,628,195円
- 2 水力発電用機械損害共済事業
- (1) 共済基金分担金その他の収入 847,087,752円

- (2) 災害共済金その他の支出 289,511,962円
- (3) 次期繰越収支差額 557,575,790円
- (4) 期末正味財産 4,523,055,790円

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成10年 8月18日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験の日時

区 分	日	時
学 科 試 験	平成10年10月7日（水）	午前10時から午前11時30分まで
実 地 試 験	平成10年10月7日（水）	午前11時30分から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

3 試験の方法

- (1) 試験は、学科試験及び実地試験とする。
- (2) 学科試験は、次に掲げる事項について行う。
  - ア 衛生法規に関する知識
  - イ 公衆衛生に関する知識
  - ウ 洗濯物の処理に関する知識
- (3) 実地試験は、次に掲げる事項について行う。

<p>4 受験資格 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項に規定する者を含む。）であること。</p> <p>5 受験手続 (1) 提出書類 所定の受験願書1部に、次に掲げる書類を添付すること。 ア 履歴書（日本工業規格によるもの） イ 受験資格を有することを証明する書類 ウ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので手札型のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記載すること。） (2) 受付期間 平成10年8月24日（月）から9月11日（金）まで（土曜日及び日曜日を除くものとし、郵送による場合は、平成10年9月11日（金）までの消印があるものに限りに受け付ける。） (3) 提出先 鳥取県生活環境部県民生活課（〒680-8570鳥取市東町一丁目271）または県内各保健所若しくは保健所支所に持参又は郵送すること。なお、郵送による場合は、普通書留とすること。 6 受験手数料及び納付方法 受験手数料は7,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定</p>	<p>欄にはりつけて納付すること。この場合、消印しないこと。 なお、既納の手数料は、還付しない。</p> <p>7 合格者の発表 (1) 発表日 平成10年10月14日（水） (2) 発表方法 受験者全員に試験結果通知書を送付する。 8 その他 (1) 出願者には、試験前日までに受験通知書を送付する。 (2) 試験の詳細については、鳥取県生活環境部県民生活課（電話0857-26-7185）又は県内各保健所若しくは保健所支所に照会すること。なお、郵便によって照会する場合は、80円切手をはった返信用封筒を同封すること。</p>
--	--